

2026年度（令和8年度）入学料免除・徴収猶予制度について

注意事項

- 学部生の入学料免除・授業料免除は、高等教育の修学支援新制度により実施します。高等教育の修学支援新制度とは、日本学生支援機構が行っている給付奨学金と入学料・授業料減免がセットになった制度で、令和7年度から開始した「多子世帯における授業料等無償化」もこの制度に含まれます。
 - 京都大学独自の入学料・授業料免除制度は、対象外の制度のため、申請できません。ただし、入学料の徴収猶予については、京都大学独自の入学料徴収猶予制度に申請できます。
 - 高等教育の修学支援新制度又は入学料徴収猶予を申請する方は、**入学料を振り込まずに**、必ず※「入学料免除・徴収猶予事前申請願」を提出し、必要な手続きを行ってください。
- ※「入学料免除・徴収猶予事前申請願」は本学ホームページからダウンロードしてください。
 （京都大学ホームページ ホーム>教育・学生支援>経済支援>高等教育の修学支援新制度について）

入学料免除・入学料徴収猶予制度の概要

1 申請対象者（各制度の該当者ごとに示す条件のいずれかを満たす者）

(1) 入学料免除制度

(※留学生は、申請不可)

○日本人等学生^(注1)で高等教育の修学支援新制度^(注2)の申請資格を有する者^(注3)

- 高等学校等在籍時に高等教育の修学支援新制度の「予約採用」の申請を行い採用候補者となった者
- 本学入学後に高等教育の修学支援新制度の「在学採用」の申請を行う予定の者

注1. 日本国籍を有しない場合であっても、在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「家族滞在（日本学生支援機構が定める条件を満たす場合）」の学部生は申請可能です。

注2. 高等教育の修学支援新制度の詳細は、文部科学省・日本学生支援機構ホームページで確認してください。

注3. 編入学前の大学等において、本制度による入学料減免を過去に受けている場合、京都大学での入学料は減免されません。

(2) 入学料徴収猶予制度

(※留学生は、②での申請不可)

- 経済的理由によって入学料の納入が困難であると認められる者
- 入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者

2 申請手続

- 振込金受付証明書貼付台紙の該当箇所にチェックを付け、「入学料免除・徴収猶予事前申請願」を入学手続書類と併せて提出してください。
- その後の手続については本学ホームページを確認してください。
 - 入学料免除
高等教育の修学支援新制度（ホーム>教育・学生支援>経済支援>高等教育の修学支援新制度について）
 - 入学料徴収猶予
京都大学独自の入学料徴収猶予制度（ホーム>教育・学生支援>経済支援>授業料の免除／入学料の免除と徴収猶予）

3 問い合わせ先

京都大学学務部学生課奨学掛（総合研究10号館1階）

電話 075-753-2532 開室時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）